

おむつ廃棄物語②

自治体によって廃棄の仕方が異なる紙おむつ。東京都練馬区の特別養護老人ホーム「フローラ石神井公園」(定員90人)は、2015年10

月から同区の廃棄区分が「家庭ゴミ」から「事業所系一般廃棄物」(一廃)に変わったことで大きな影響を受けた。

同区では、05年以降に開所した特養ホームや有料老人ホームなどのゴミはすべて一廃で処理していたが、04年以前に開設した特養ホームの紙おむつは家庭ゴミで処理していた。

同区はこれを見直し、すべての介護事業所のゴミの廃棄区分を一廃に統一した。

それまで区が無料で行っていた紙おむつの収集を指定収集業者に依

格差大きい廃棄費用

理費用が約100万円増え、前年度に比べ約700万円分違い、大きな痛手を受けた」と児玉強施設長は振り返る。

一方、東京都日の出町の特養ホー

た。一廃としての処理区分は変わらないが、ゴミ処理費用は半額の約300万円になった。

一般社団法人廃棄物管理業協会の井上崇之理事は「紙おむつ(可燃ゴミ)の処理費用の全国平均は1キ15

頼することになったことで、フローム「日の出ホーム」(定員200人のゴミ処理費用は月7万円から月15万~16万円に増えた。「15年度は新焼却施設を建設したことで、それ

まで指定収集業者に依頼していた紙おむつの収集を町がするようになった」と話している。

府中市の42円など高く、大阪府は大阪市9円、茨木市6円など安い。処理費用は焼却施設の有無や能力の差、自治体の財力などで異なる。全国統一ルールを設けることは難しい」と話している。



紙おむつを回収する業者。費用は自治体で大きく変わる

(つづく)